

子育て

ハンドブック



令和8年4月改訂





だっこ赤ちゃんカレンダー

※赤ちゃんの様子はあくまで目安です。




月齢	妊娠	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	
赤ちゃんの様子	運動		手に触れたものをつかむ	首がすわる	寝返り	おもちやを持ち替える	生活リズムが整い始める	つかまり立ち	1人歩き	靴を履く	積み木を積み遊ぶ	階段を上がる	走る	生活習慣が自立していく						
	社交性		人の顔や物を目で追う	あやすと微笑む・喜ぶ	生活リズムが整い始める	人見知り	つかまり立ち	指をさして伝える	親指と人差し指でつまむ	靴を履く	ごっこ遊び	文章を読む	友だちと遊ぶ							
	言語		元気な声で泣く	声を出して笑う	あーうーなど喃語を話す	人見知り	身振りのまね	バイバイちょうだい	あればいなど2語文を話す	靴を履く	ごっこ遊び	文章を読む	友だちと遊ぶ							

健康診査など	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査
妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診	妊婦健診
妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診	妊婦歯科健診
マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室	マタニティ教室
産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)	産婦健診(2回)
産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業
1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診	1歳6か月児健診
3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診	3歳児健診
5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談	5歳児調査・相談



予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種	予防接種
RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス	RSウイルス
水痘	水痘	水痘	水痘	水痘	水痘	水痘	水痘	水痘	水痘	水痘	水痘	水痘	水痘	水痘	水痘	水痘	水痘	水痘	水痘	水痘
小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌
五種混合	五種混合	五種混合	五種混合	五種混合	五種混合	五種混合	五種混合	五種混合	五種混合	五種混合	五種混合	五種混合	五種混合	五種混合	五種混合	五種混合	五種混合	五種混合	五種混合	五種混合
BCG	BCG	BCG	BCG	BCG	BCG	BCG	BCG	BCG	BCG	BCG	BCG	BCG	BCG	BCG	BCG	BCG	BCG	BCG	BCG	BCG
麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん	麻疹風しん
日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎	日本脳炎

〇母子健康手帳交付→妊婦のための支援給付
 〇こんには赤ちゃん訪問→子育て応援交付金
 〇出生届(生まれた日含め14日以内)
 〇児童手当(0~中学生)
 〇乳幼児・こども医療費助成事業(0~高校生)

〇1歳~年長: おたふくかぜ予防接種費助成事業
 ※その他詳しくはお問合せください。



つながりあい 笑顔あふれる 未来の輪



すべての子どもたちが健やかに成長するとともに、
保護者も子育てを喜び、楽しみ、ともに成長できるよう
地域みんなで子育てを支え、親子の笑顔が輝くよう
出産や子育てに関する不安や負担、孤立感等を和らげ、
安心して生活できるよう地域で支えていきます。

“この世羅町で、子育てをしたい！”

そんな思いにあふれる町づくりをめざしていきます。
このハンドブックが生活に密着したものとなり、
子育てにおけるガイドの一つになれば幸いです。





目次



第1章

～親子のすこやかな成長をサポートします～



2. 赤ちゃんが産まれたら

「子育て世代包括支援センター★だっこ★」・・・1

1. 妊娠したら

妊娠届出・母子健康手帳の交付	2
妊娠中の健康診査	2
妊婦健康診査通院支援事業	2
妊婦のための支援給付	3
マタニティ教室	3
妊娠後期面談	3
思いやり駐車場利用証交付制度	3



出生届	4
出産祝金支給事業（はぴはぴ祝金）	4
児童手当	4
乳幼児・こども医療費支給制度	5
出産育児一時金	5
未熟児養育医療制度	5
自立支援医療（育成）制度	6
こんにちは赤ちゃん訪問事業	6
乳児一般健康診査	6
赤ちゃんの健康管理	6
産婦健康診査	6
助産師なんでも相談	6
産後ケア事業	7
乳幼児健康診査（はじめてのハピバ）	7
離乳食教室	8
チャイルドシート貸出事業	8
予防接種	9・10
オンライン相談	10

第2章

～子育てしやすい環境をサポートします～



1. 子育て家庭への支援に関すること

子育て家庭家賃補助金	11
子育て世帯ヘルパー等訪問支援事業	11
子育て家庭転入助成金事業	12
移住者等住宅支援事業	12
若年者遠距離通勤助成事業	12

3. 働く保護者のために

保育所・認定こども園一覧	18
保育所・認定こども園等の入所・入園の 手続きについて	19
地域子ども・子育て支援事業 （延長保育・乳児保育・病児保育・一時預かり）	20
幼児教育・保育の無償化	20
放課後児童クラブ	21

2. 在宅子育て支援・仲間づくり

子育て支援センター	13
子育て広場	13
もぐもぐ相談	13
NEW こども誰でも通園制度	14
子育てサークル&子育てカフェ	15
在宅子育てサポート事業	15
母子手帳アプリ「せらっこ★だっこ」	16
「世羅町で、楽しい子育てを考える会」 実行委員会～せらはぐ～	17



4. 急用ができた時・ リフレッシュしたい時

園庭開放	22
一時預かり	20・22
ファミリー・サポート・センター	22
子育て短期支援事業	23

5. なんでも 相談してください

こどもの個別心理相談・5歳児相談	23
母子保健推進員	23
民生委員・児童委員	23
不妊に関する相談窓口	24
特定不妊治療費助成事業	24
不妊検査費等助成事業	24
世羅町生殖補助医療等助成事業	25
発達に関する相談窓口	25
親子教室	
・赤ちゃん教室	26
・ゆったり会	26
サポートファイル	27
児童発達支援・放課後等デイサービス	27
特別児童扶養手当	27
障害児福祉手当	27
身体障害者手帳・療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳	27
就学に関する相談	28
児童虐待についての相談	29
子育てに関する相談窓口	29

6. ひとり親になったら

ひとり親家庭等医療費支給制度	30
児童扶養手当	31
経済的な支援	
・自立支援教育訓練給付金事業	32
・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	32
・高等職業訓練促進給付金事業	32
・ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	33

7. 町内小学校・ 中学校について

世羅町進学祝金支給事業	33
就学援助費	34
就学奨励費	34
町内小学校一覧	35
町内中学校一覧	35

8. まなびの場

図書館	36
ブックスタート事業	36
セカンドブック事業	36
スポーツ・教室	37
放課後子供教室	37

資料編

各申請手続き一覧	38
申請場所位置図【所在地】	39
役場各課一覧	40
町内小学校・中学校一覧	40
町内医療機関一覧	41
項目索引	42・43
QRコード集	43



子育て世代包括支援センター

* だっこ *

こども家庭センター

だっこ

2026年度中に
名称が変わります！

妊娠期から子育て期を安心して楽しく過ごすことができるよう、
家族に寄り添い、切れ目なく育児のお手伝いをします。

だっこの相談・サービス

マタニティ教室や助産師相談、乳幼児健診、はじまクラス（第1子子育て中の方対象）、び〜すクラス（第2子子育て中の方対象）等

予防接種に関する相談

成長・発達に関する相談

子育て広場「*だっこ*」

子育てサービスの情報提供など

身体計測

離乳食に関する相談

保育所や認定こども園等地域の関係機関と連携しサポートも充実

お気軽に
ご相談ください。
皆さまの子育てを
応援します！

【場所・受付時間】

世羅町子育て世代包括支援センターだっこ

(※年度途中から「こども家庭センターだっこ」に変更)

世羅保健福祉センター内 子育て支援課

☎ 0847-25-0295

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
(祝日、年末年始はお休みします)

子育て世代包括
支援センター

だっこ
世羅町



第1章 ～親子のすこやかな成長をサポートします～



1 妊娠したら

まずは医療機関を受診しましょう。

妊娠届出・母子健康手帳の交付

母子健康手帳はお母さんとお子さんの健康の記録として大切なものです。早い時期からの健康管理を心がけ、妊娠がわかたらなるべく早く届け出をしましょう。健診や相談を受けるときには必ず持参しましょう。

届出先・交付場所 世羅保健福祉センター内・子育て支援課



妊娠中の健康診査

妊婦健康診査は、妊婦と赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調かどうかをみるためのものです。世羅町では、つぎの助成券を交付しています。

- 妊婦一般健康診査検査券（1回分）
- 妊婦一般健康診査補助券（14回分）※多胎妊娠の場合は19回分
- 子宮頸がん検診受診券（1回分）
- クラミジア検査受診券（1回分）
- 新生児聴覚検査受診票（1回分）



広島県内の医療機関で使用できます。

- 妊婦歯科健康診査受診票（1回分）

世羅町内の歯科医院で使用できます。P41の「町内医療機関一覧」をご確認ください。それ以外の歯科医院での受診は、払戻し手続きが可能です。

※広島県外の医療機関で受診や分娩する場合は、事前に子育て支援課へお問合せください。

妊婦健康診査通院支援事業

妊婦健康診査を受けるための通院に要する費用の一部を支給することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、及び定期的な妊婦健康診査の受診を促し、妊婦の健康増進並びに安心して子どもを産むことができる環境づくりを推進します。

対象者：（1）妊婦健康診査補助券により、医療機関において妊婦健康診査を受診した者。
（2）妊婦健診の受診時及び申請時において世羅町の住民基本台帳に記録されている者。

支給額：2,000円に妊婦健康診査の受診回数に乗じて得た額。
ただし、1回の支給額の上限額は、28,000円とする。（死産及び流産を含む。）
多胎妊娠については、10,000円上限額を追加する。

申請：出産をした日の翌日から起算して3か月以内に申請書の提出が必要。

※詳しくは子育て支援課までお問合せください。

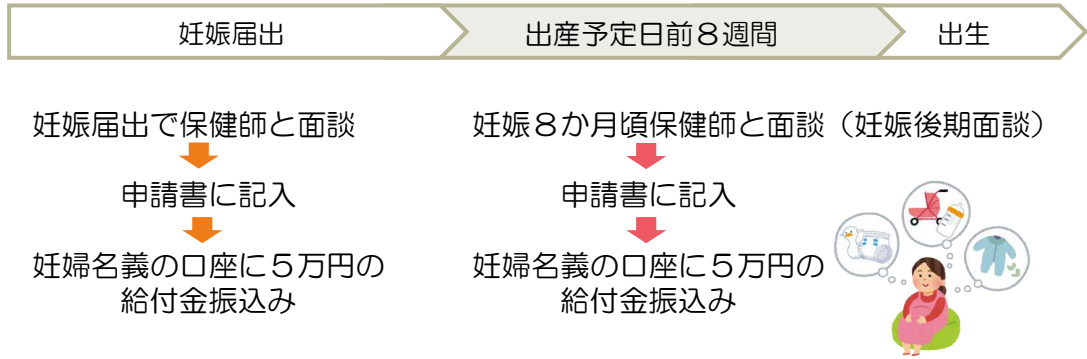


お問合せ先 子育て支援課 ☎0847-25-0295

妊婦のための支援給付

こども家庭庁では、妊娠中から子育て家庭の経済的な支援をきめ細かく行うことを目的に、「妊婦のための支援給付」をはじめました。妊娠届出～妊娠後期までに合計10万円の給付を行います。

◆妊婦のための支援給付の給付までの流れ



マタニティ教室

助産師、運動指導士、保健師等が妊婦とそのご家族を対象に、妊娠や出産、子育てについて楽しく学べる教室を開催します。

🌸 時間：9時30分～13時30分 🌸 場所：世羅保健福祉センター 🌸 回数：年3回
※詳細は母子手帳アプリ「せらっこ🌸だっこ（母子モ）」やショートメールでご確認ください。

妊娠後期面談

保健師が出産8週間前以降に妊婦と面談し、出産後のサービスの情報提供や相談に応じます。面談された方には、絵本のプレゼントを用意しています。



お問合せ先 子育て支援課 ☎0847-25-0295

思いやり駐車場利用証交付制度

妊産婦や障害のある人など、車の乗降や歩行が困難な人に対して、公共施設等に「思いやり駐車場」として登録された専用駐車スペースを利用するために必要な利用証を交付しています。

妊産婦の方で利用を希望される際は、子育て支援課で手続きをしてください。障害のある方は、福祉課で手続きをしてください。

お問合せ先 子育て支援課 ☎0847-25-0295
福祉課 ☎0847-25-0072





★ご出生の際の手続きについて

出生届

赤ちゃんが生まれた日を含めて**14日以内**に世羅町役場町民課町民係又は、せらにし支所生活課へ**出生届**を提出しましょう。

■ 出生届に必要なもの 出生届書（出生証明書） 出生児の母子健康手帳

出産祝金支給事業（はぴはぴ祝金）

次代を担う子どもの誕生を祝福すると共に子どもの健全な育成と子育てを行う保護者を支援するため支給されます。

◆ **支給対象者**（以下の要件をすべて満たしている方）

- ① 新生児の父又は母となった方（死産を除く）
- ② 世羅町の住民基本台帳に登録されている方
- ③ 引き続き世羅町内に居住する意思のある方

◆ **支給額**

出生児1人につき、50,000円

◆ **申請方法**

申請書にご記入の上、子育て支援課窓口にご提出ください。

児童手当

児童を養育している方に支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与すると共に、次代の社会を担う児童の健やかな育ちに資することを目的とする制度です。

◆ **支給対象者**

0歳から高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日）の児童を養育している方

◆ **支給額**

3歳未満	月額 15,000円
3歳以上から高校生年代	月額 10,000円
第3子以降	月額 30,000円

◆ **支払時期** 年6回（偶数月）

■ **手続きに必要なもの**

受給者及び配偶者のマイナンバーカード又は通知カード

受給者の銀行等の口座番号が確認できる書類（預貯金通帳の写しなど）

出生届等で支給対象児童に変更があった場合は「額改定認定請求書」の提出が必要になりますので、子育て支援課又は、せらにし支所生活課で手続きをお願いします。

乳幼児・こども医療費支給制度

こどもの疾病の早期発見と治療を促進し、健やかな育成を図ると共に、保護者（養育者）の負担軽減のため、乳幼児・こども医療費支給事業を行っています。

◆支給対象者

乳幼児医療：出生から小学校就学前の年度末まで（※所得制限あり）

こども医療：出生から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（※所得制限なし）

◆一部負担金

（入院外の場合）

・医療機関等ごとに1日500円

（医療機関等ごとに月4回を限度とし、5回目からは負担なし）

※同一の医療機関で歯科診療と歯科診療以外の診療が行われた場合は、それぞれ別の医療機関での診療とみなします。

※保険薬局（院外処方）で薬剤の支給を受ける場合、及び補装具代については、一部負担金はありませぬ。（ただし、補装具代などは手続きが必要です。）

（入院の場合）

・医療機関ごとに1日500円

（医療機関ごとに月14日を限度とし、15日目からは負担なし）

※同一の医療機関で歯科の入院と歯科以外の入院が行われた場合は、それぞれ別の医療機関での入院とみなします。

◆申請に必要なものと受付窓口

＜出生から**14日以内**に手続きを＞

■必要なもの	受付窓口
<ul style="list-style-type: none">✿ 受給資格申請書✿ 対象児の健康保険の資格情報が確認できるもの（マイナ保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ）✿ 申請者及び配偶者の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの	<ul style="list-style-type: none">・世羅保健福祉センター（健康保険課）・せらにし支所（生活課）

※小学校就学前の乳幼児で、その保護者（養育者）の住民票が世羅町にない場合、「住民税課税台帳記載事項証明書」が必要な場合があります。

※転居や転出、加入保険を変更された場合も届出をお願いします。

出産育児一時金

分娩に直接要する費用のほか、出産前後に発生する費用の負担を軽減するため、医療保険から出産育児一時金（共済組合では出産費）が支給されます。

◆申請先：健康保険の加入先

◆申請期間：出産した日の翌日から2年間

※医療保険者が直接、出産された医療機関に対して出産育児一時金を支払う制度があります。ご希望の方は、出産される医療機関にお問い合わせください。

お問合せ先

健康保険課 ☎0847 - 25 - 0134

未熟児養育医療制度

身体の発育が未熟のまま生まれ、入院を必要とする乳児で、指定養育医療機関の医師が治療を必要と認めた場合、その治療に必要な医療費の助成を行う制度です。

- ◆対象となる乳児
 - ・出生時の体重が2,000g以下
 - ・運動不安やけいれんなどの症状があるなど

お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295



自立支援医療（育成）制度

障害により、将来的に生活に支障が残ると認められ、その障害を除去、軽減する手術等の治療によって効果が期待できる医療について、必要な医療費の助成を行う制度です。

◆対象となる乳児 ・視覚・聴覚・言語障害・肢体不自由など

こんにちは赤ちゃん訪問事業

保健師や助産師が家庭を訪問し、赤ちゃんとお母さんの健康や子育ての相談に応じます。

◆対象：世羅町に住所を有する生後4か月未満の乳児と産婦。
その他、必要に応じて、妊産婦や乳幼児の家庭訪問も行います。



乳児一般健康診査

赤ちゃんが順調に成長しているか、病気がないかなどを確認し、適切な治療や育児のアドバイスを受けることができる健康診査です。「母子健康手帳別冊」の「乳児一般健康診査受診票（1人に2回受診分）」を利用して県内の医療機関で1歳までに受診してください。

産婦健康診査

赤ちゃんを出産したお母さんの心と体は、出産の負担やホルモンのバランスの変化によって、普段と異なる状態です。出産後は、心と体の状態を確認するために産婦健康診査を受けましょう。

◆受診医療機関：県内の医療機関（産婦人科）

◆産婦健康診査の費用：健診1回当たり5,000円を上限として、町が負担します。
（1回の出産につき2回まで。）2回を越える健診や、1回の健診で5,000円を超えた分の費用は、自己負担となりますのでご注意ください。産後2か月まで受診できます。

※県内の医療機関で受診してください。
県外の医療機関で受診する場合は事前に子育て支援課へお問合せください。

助産師なんでも相談

母乳やミルクの授乳の仕方、赤ちゃんの抱き方、体重の増え等なんでも相談してください。助産師によるアドバイスやケアを受けることができます。随時の相談や家庭訪問も可能です。

◆対象者
妊婦さん～授乳が必要な赤ちゃんを育てている方

◆実施日・時間
毎月1回・・・10時～15時まで

◆開催場所
世羅保健福祉センター（保健研修室）

◆持参物
おむつ・着替え・授乳クッション（お持ちの方はお願いします）
ミルクの方は哺乳瓶・ミルク式・母子健康手帳

※1人あたり1時間程度 要予約



申込み・お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295

産後ケア事業

出産後のお母さんが安心して子育てできるよう、助産師による乳房ケアや育児相談等を受けることができます。お母さんの心身の休養と体力回復のためのケアや、赤ちゃんの発育や発達の子エック、赤ちゃんの沐浴やおむつ交換や抱っこの仕方など、お母さんが自信をもって赤ちゃんと一緒に生活を送れるよう支援していきます。

※利用の方法や期間、費用（利用料の負担があります。）等の相談は、子育て支援課にお問合せください。

◆サービス提供施設

・ゆりかご助産院 ・よしひろ助産所 ・すばこ助産所

◆サービスの種類

宿泊型：助産院に宿泊し、乳児のケアや授乳など育児の指導を受けます。

日帰り型：助産院に通い、乳児のケアや授乳など育児の指導を受けます。

訪問型：助産師が家庭訪問し、サービスを提供します。

◆産後ケアでできること

- ・赤ちゃんの抱き方・授乳・沐浴・おむつ交換の指導
- ・母乳育児のための乳房マッサージや指導
- ・母の体力回復のためのマッサージ・骨盤ケア
- ・食事の提供や衣類の洗濯



乳幼児健康診査

子育て支援課では、4か月、10か月、1歳6か月、3歳の時に集団健診を実施しています。乳幼児健康診査は、こどもの成長発達を観察する貴重な機会です。必ず受診しましょう。

項目	実施日	内容
4か月児 10か月児	毎月実施 (個別通知でご確認ください)	小児科診察・身体計測・問診・保健指導・栄養指導 ・歯科指導・個別相談(子育て支援課)
1歳6か月児	年6回実施 (個別通知でご確認ください)	小児科診察・歯科診察・身体計測・問診・保健指導 ・栄養指導・歯科指導・個別相談(子育て支援課)
3歳児	年6回実施 (個別通知でご確認ください)	小児科診察・歯科診察・身体計測・尿検査・問診・ 保健指導・栄養指導・歯科指導・聴力視力検査・個 別相談(子育て支援課)

◆受付時間：13時～ ※受診日の約2か月前に個別通知文でご案内します。

◆場 所：世羅保健福祉センター



はじめてのハッピーバースデー



ご希望の方に10か月健診時に保護者のメッセージとお子さんの動画収録をします。配信はせらケーブルねっと『だっこでハッピー』の番組内です。1歳のお誕生日のお祝いに手形のプレゼントをします。

申込み・お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295

離乳食教室

栄養士が生後4～5か月頃の赤ちゃんと保護者を対象に、離乳食の始まりの状態から完了期までを知ることができ、離乳食の作り方について実際に調理をして学ぶことができます。

◆時間：年6回 10時～11時30分

◆場所：世羅保健福祉センター

※対象者には、4か月の乳児健診で詳しい案内を配付します。



赤ちゃんは母子保健推進員さんや保健師等が託児をしますので安心してご参加いただけます。



申込み・お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295

チャイルドシート貸出事業

日本では、6歳未満の子どもを自動車に乗せる際に、チャイルドシートの着用が義務付けられています。お子さんの安全を図るため、事故による被害の防止、軽減を図るためにも、チャイルドシートを正しく使用しましょう。

世羅町社会福祉協議会で、乳児用・幼児用・学童用のチャイルドシートの貸出事業を行っています。

◆対象者：世羅町内に住所を有するもの

◆貸出期間：6か月以内（特に必要と認める場合は最長1年以内）

※貸出期間が終了しましたら、速やかに返却をお願いします。



■種類・費用（クリーニング代として）

乳児用シート	生後1歳半頃まで、体重13kg未満用	2,000円
幼児用シート	1歳頃から4歳頃まで、体重9kgから18kg以下用	2,000円
学童用シート	4歳頃から6歳頃まで、体重15kgから36kg以下用	1,000円

■貸出しに必要な手続き

事前に電話で貸出し状況をご確認のうえ、世羅町社会福祉協議会で手続きをしてください。



申込み・お問合せ先

世羅町社会福祉協議会

本 所：世羅町大字西上原426番地3

☎0847-22-3162

世羅西支所：世羅町大字小国3393番地（世羅町役場せらにし支所内）☎0847-37-1335

オンライン相談「いつでもドクター」

世羅町内にお住いの子育て世帯に、24時間、365日、いつでも自分のこと、家族や子どものこと、病気もケガもメンタルもスマホで簡単に、お医者さんに相談できます。

【対象】0歳から中学生までの子どもがいる世帯

- 相談は無料（制限なし）
- 夜間は84%の回答（15分以内）

56の専門分野に対応できる

小児科・内科・眼科・皮膚科・耳鼻科・産婦人科・心療内科など



※登録には個別の番号が必要となりますので、子育て支援課にお問合せください。

予防接種

予防接種は、お子さんの免疫をつけるために大切です。体調をみて受けるようにしましょう。就学以降、接種歴が必要な場合もありますので、母子健康手帳に予防接種の記録を必ず記入しましょう。

定期予防接種（接種券で無料接種ができるもの）



予防接種の種類		接種の時期	
ロタウイルス	2回または3回	生後6週から（初回接種は生後14週6日まで）	
五種混合 ・ジフテリア ・百日咳・破傷風 ・ポリオ・ヒブ	1期初回	生後3～90か月に至るまでの間	
	1～3回		
	1期追加	11～13歳未満	
B型肝炎	3回	生後1歳に至るまでの間	
小児用肺炎球菌	1～4回	生後2～60か月に至るまでの間	
BCG	1回	生後1歳に至るまでの間	
麻しん・ 風しん混合	1期	生後12～24か月に至るまでの間	
	2期	5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間	
水痘	2回	生後12～36か月に至るまでの間	
日本脳炎	1期初回	1回目	生後6～90か月に至るまでの間
		2回目	生後6～90か月に至るまでの間
	1期追加	生後6～90か月に至るまでの間	
	2期	9～13歳未満	
ヒトパピローマ ウイルス	3回	小学6年生～高校1年生にあたる女子	
RSウイルス (妊婦向け)	1回	妊娠28～37週の妊婦の方 ※接種券・予診票は妊娠届出時、転入時にお渡します。	

※接種券・予診票は、こんにちは赤ちゃん訪問時・転入時にお渡します。

申込み・お問合せ先

子育て支援課 ☎0847-25-0295



任意予防接種（希望する方が接種するもの）

世羅町ではおたふくかぜとインフルエンザの予防接種の費用助成を行っています。

予防接種の種類	助成対象	助成の内容	手続きに必要なもの
おたふくかぜ	1歳～年長児	6,000円分の助成券1枚を子育て支援課で発行します。	母子健康手帳
■助成券が使用できる医療機関■ <ul style="list-style-type: none"> ・公立世羅中央病院 ・うらべ医院 ・瀬尾医院（3歳～） ・森岡医院 ・正覚クリニック ・市立三次中央病院 ・公立みつぎ総合病院 			

予防接種の種類	助成対象	助成の内容	手続きに必要なもの
インフルエンザ	0歳～中学校3年生相当	◆不活化（注射）ワクチン： 1回あたり1,500円（1人2回まで） ◆生（経鼻）ワクチン： 1回あたり3,000円（1人1回まで） 上記を接種費用から差し引いた金額が自己負担となります。	手続き不要
■助成ができる医療機関■ <ul style="list-style-type: none"> ・公立世羅中央病院 ・うらべ医院（1歳～） ・瀬尾医院（小学生～） ・森岡医院（3歳～） ・正覚クリニック（3歳～） ・さともクリニック（小学生～） ・市立三次中央病院 ・津島医院 ・府中北市民病院 ・公立みつぎ総合病院 ・尾道総合病院 			



世羅町子育て情報応援サイト
「定期・任意予防接種について」

※助成ができる医療機関以外で接種を希望される、または、接種された場合は子育て支援課で払戻しの手続きが可能です。母子健康手帳・領収書・払込先の口座番号がわかるものをご提出ください。



申込み・お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295



第2章 ～子育てしやすい環境をサポートします～



1 子育て家庭への支援に関すること

子育て家庭家賃補助金

町内の子育て支援の充実と定住促進のために、民間賃貸住宅に居住し、住民登録をされている子育て家庭に対し、家賃の一部を町が補助する制度です。

◆対象者（以下の要件を全て満たしている世帯）

- ①基準日（平成22年1月1日）以降に町内の民間賃貸住宅へ入居しており、小学校6年生以下の子どもを養育する世帯、又は基準日以前より民間賃貸住宅に入居しており基準日以降新たに出生し養育している世帯
- ②助成を受けようとする民間賃貸住宅の所在地に住民登録があり、町内居住期間が1年以上経過している世帯
- ③本町において町税等の滞納がない世帯
- ④勤務先から家賃等に係る助成を受けていない世帯
- ⑤家賃等に係る生活保護等の公的給付を受けていない世帯
- ⑥最初に補助金交付決定を受けた民間賃貸住宅から転居していない世帯
（ただし、補助金交付決定を受けた民間賃貸住宅から期間を空けることなく継続して別の民間賃貸住宅へ転居した場合は、引き続き補助を受けることができます）

◆補助内容

家賃から40,000円を差し引き1,000円未満の額を切捨てたものを支給します。
※ただし、月額10,000円を上限とします。

◆補助期間

最初に交付申請があった月の翌月から36月

お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295

子育て世帯ヘルパー等訪問支援事業

出産前後にサポートを受けることができずお困りの方や、心身の不調を抱えながら育児されている方に対し、ヘルパーが家事や育児を支援します。

◆対象者

- 世羅町に住所がある
・妊婦がいる世帯 ・0歳から18歳未満の子どもがいる世帯

◆サービス内容

- ヘルパーが訪問し、家事育児を支援します。
・居室の掃除、衣類の洗濯、食事の準備
・授乳の介助、おむつの交換、沐浴介助 等
※原則として、居宅内で、かつ利用者が在宅時に限り提供されるサービスです。

◆利用料金

世帯区分	利用料金（※半額助成があります。）	1人年間 20時間まで
一般世帯	1回1時間につき500円	
町民税非課税世帯	1回1時間につき 0円	
生活保護世帯	1回1時間につき 0円	

※利用予定日の前日17時以降からキャンセル料が発生します。

お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295

子育て家庭転入助成金事業

世羅町に転入した者に対し子育て家庭転入助成金を助成します。

◆ **対象者** こども（出生から中学3年生までの子）を扶養している者。
その他要件がございますので、詳しくは子育て支援課でご確認ください。

※転入者とは・・・世羅町に転入して半年経過した世帯

◆ **助成金** こども1人あたり50,000円



お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295

移住者等住宅支援事業

町内に移住しようとする方等の「住宅新築」「空き家購入」「空き地購入」を支援します。

◆ 補助対象者（事業共通）

対象となるのは、次の要件を全て満たし、かつ、事業ごとの要件を満たす方です。

○10年以上継続してその住所地に定住する意志のある者

○世帯員全員が世羅町内に対象住宅以外の土地及び居住用に供する建物を所有していないこと
その他要件があります。詳しくは「世羅町移住者等住宅支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。



◆ 申込方法

支援を受けるためには、事前に本事業の対象者としての要件を満たすことの認定が必要です。
認定後、補助金交付申請の手続きをしていただく必要があります。

※工事着手前又は決められた日までに、対象者認定及び交付決定を受けていない場合、補助金の対象者であっても補助金の交付は受けられませんのでご注意ください。

詳しくは、世羅町ホームページでご確認いただくか、企画課にご相談ください。

若年者遠距離通勤助成事業

世羅町に居住し、遠距離にある就業先に通勤されている若年者に通勤費用の一部を助成します。

◆ **助成金額** 月額 5,000円

◆ 対象者の要件

1. 世羅町に居住している毎年4月1日時点で満35歳未満の方（学生は除く。）
2. 月15日以上通勤日数を有する月が申請年度内に3か月以上ある方（アルバイト、パートも可）
3. 就業先への通勤距離が片道27km以上ある方
4. 国家公務員及び地方公務員以外の方など

※ その他、対象となるかどうかは企画課にご相談ください。



お問合せ先

企画課 ☎0847 - 22 - 3206

2 在宅子育て支援・仲間づくり



子育て支援センター

地域の子育て家庭を支援する施設が子育て支援センターです。
 子育て支援センターは、育児に関する相談や情報提供を行い、保育所等に通所していない子育て家庭を対象とした広場や様々な教室を開催しています。

名称	場所	電話
子育て支援センター めぐめぐ	世羅めぐみ認定こども園内	0847-25-5215



※甲山めぐみ認定こども園でも電話相談を随時しています。
 甲山めぐみ認定こども園 ☎0847-25-5621



子育て広場

子育て支援センターめぐめぐと子育て世代包括支援センターだっこ、及び「ゆうゆう広場」では子育て広場を開催しています。



母子手帳アプリ「せらっこ🌸だっこ（母子モ）」で開催予定の確認ができます。

広場名	場所	電話
子育て広場 『めぐめぐ』	世羅めぐみ認定こども園内 甲山めぐみ認定こども園内 (出張広場：自治センターを活用)	0847-25-5215 (世羅めぐみ 認定こども園)
子育て広場『だっこ』	<令和8年4月～令和9年3月末開催> 世羅町甲山自治センター内他 (出張広場：保育所・他：自治センター 等活用)	0847-25-0295 (子育て世代包括支援 センターだっこ) ※年度中に「こども家庭センター だっこ」に名称が変わります。
子育て広場 『ゆうゆう』	認定こども園世羅幼稚園内	0847-25-0316 (認定こども園 世羅幼稚園)

※場所等、変更する場合があります。母子手帳アプリ「せらっこ🌸だっこ（母子モ）」（16ページ）を登録し、ご確認ください。

もぐもぐ相談

栄養士が子育て広場『だっこ』において、子どもの食事について相談に応じます。

- ◆時 間：毎月1回 10時～11時00分
- ◆場 所：甲山自治センター内子育て広場だっこ
 ※相談日は、世羅町ホームページイベントカレンダーや母子モでご確認ください。



お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295

NEW こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

保護者の就労要件を問わず、月一定時間まで保育所等に通える制度です。

全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭への支援を強化するために創設され、令和8年4月から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、全国の自治体で実施されます。

利用にあたっては、事前登録申請が必要です。

◆対象者となる児童



0歳6か月～満3歳未満（3歳の誕生日の2日前まで）が対象です。
保育所等（※1）に通っていないこと。

（※1）保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所等

◆利用可能時間

月10時間の枠内で、時間単位で柔軟に利用が可能です。

◆利用するには



利用は事前に認定を受ける必要があります。



利用施設において、事前に面談が必要となります。



事前面談が終わった施設について、利用が可能となります。



施設に空き状況を確認しながら利用予約が可能となります。



◆利用料

1時間当たり300円

※利用料金とは別に実費を徴収する場合があります。



◆実施施設一覧

施設名	電話番号	実施曜日	実施時間	受入年齢
いお保育所	0847-24-0777	月～金	9時～16時	0歳6か月～2歳
にしおおた保育所	0847-27-0034	月～金	9時～16時	1歳～2歳
せらにし保育所	0847-37-1056	月～金	9時～16時	1歳～2歳

お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295

子育てサークル&子育てカフェ

子育てフリースペースを開放し、地区にお住まいでない方のご利用も可能となっています。お気軽にご利用ください。

小国自治センター子育てカフェ

*平日 9時～17時20分
*土・日・祝日 要予約で
ご利用いただけます♪

大田自治センター カフェおおた (子育てサロン室)

*平日 9時～16時
ご利用いただけます♪

甲山自治センター inぎっずランド甲山 (甲山自治センター 2階和室)

*不定期開催



inぎっずランド甲山

在宅子育てサポート事業

在宅で子育てを行う保護者が、時間と気持ちにゆとりを持ち、笑顔で楽しく子育てができること、親子の絆を深めることを目的として、町内店舗を利用した費用又は商品を購入した費用のうち、20,000円分を助成するものです。

- ◆申請：年1回
- ◆利用期限：令和8年4月1日～令和9年3月末日



～充実の7つのプラン～



お預かりプラン



記念写真プラン



マッサージプラン



子育てグッズプラン



ビューティープラン



子どもの記念日
パーティープラン

おすすめ!



観光農園お散歩プラン



「すくすく子育て
すまいるプラン」

お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295

母子手帳アプリ「せらっこ☆だっこ（母子モ）」

母子手帳アプリ「せらっこ☆だっこ（母子モ）」は、スマートフォン・タブレット端末・PCに対応したサービスで、育児や仕事で忙しい保護者を助けてくれる便利な機能が充実しています。

★ できること ★

- ❁ 妊産婦と子どもの健康データの記録・管理
- ❁ 予防接種のスケジュール管理
- ❁ 出産・育児に関するアドバイスの提供など
- ❁ 妊娠届出書のWEB提出・面談予約・その他サービス・イベントの予約

◆ 対象者

子育て情報が必要な方なら、どなたでも利用できます。

せらっこ☆だっこ

妊娠から出産、子育てまでをフルサポート

母子手帳アプリ

WEB予約の手順

- ①アプリを起動
- ②HOME画面下部のバナー「地域の子育て情報」をタップ！
- ③画面中央の「WEB予約はこちら」
- ④予約できるイベントをタップ。
- ⑤「受付中」のイベントをタップ。
- ⑥下記の「web予約する」をタップ。
- ⑦予約詳細情報を入力する。
- ⑧イベント予約確認画面の下部「OK」ボタンをタップ。
- ⑨「イベント仮予約受付まだ予約完了していません」の画面になります。
- ⑩登録したメールアドレスに「no-reply-event」から【せらっこ☆だっこ】のメールが届く。
- ⑪そのメールのURLをタップして開き「アプリで予約確定」をタップして予約完了。



「せらっこ☆だっこ（母子モ）」登録はこちらを読みとってね。

『せらっこ☆だっこ』はこんな子育てのお悩みを解決するアプリです！



子育て広場や放課後児童クラブ等の中止や場所の変更、子育てイベントのお知らせなどを配信しています！

《利用方法》

〈アプリ〉 AppStore、Google Play、で『母子モ』で探索（対応OS：Android4.2以上、ios9.0以上）
〈Webブラウザ〉 <https://www.mchh.jp>にアクセス

※アプリをインストールした後、自治体登録にて世羅町を選定し登録。

お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295



世羅町で楽しい子育てを応援するボランティア組織です。
 子育て中のママさん方が中心となって、世羅町で楽しく子育てをするための事業を企画・運営しています。

メンバーは、子育てをしながら働いているママさんから小・中学生、高校生の子育てをしているママさんまで幅広く在籍。会議には子どもを連れて参加し、やりたい企画をみんなで出し合っていて楽しんでいます。通っている保育所や認定こども園も違いますが、子どもたちも仲良くなって年齢の多い子が小さい子の面倒を見てくれたりします。（随時、会員募集中です。）

★ 主な活動内容 ★

	内 容
各種イベントなど	地域の方との協働や親子で楽しめる内容で子育て家庭やそれを取り巻く人を対象にした子育てイベントを企画、開催します。
子育て講座	子育てに関する講演や、子育て支援者と保護者が共に交流を図りながら学べる講座です。（7月～8月頃に実施） 高校生の託児ボランティア等もあります。
たいたいマップ	世羅町在住の方々から寄せられた情報を共に、子育ての視点で作成したママさん手作りの情報マップです。

○子育てイベントはいつやっているの？ ⇒ 子育て広場「だっこ」カレンダーや母子モ、せらケーブルねっと等でお知らせしています。7月くらいから月に1回程度開催しています。

○せらはぐの活動はいつやっているの？ ⇒ 会議や座談会等を定期的で開催しています。

○入会するにはどこに言えばいいの？ ⇒ 事務局の子育て支援課にお気軽にお問合せください。



ステージショー



座談会&作業



夏の水遊びイベント



お問合せ先

せらはぐ事務局
 子育て支援課

☎0847 - 25 - 0295

3 働く保護者のために

保育所・認定こども園とは、子ども・子育て支援法にもとづき、保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とする特定教育・保育施設です。家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下に養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子どもを育成し、子育て家庭の支援を行うことを保育内容としています。また、保育参観や自然体験、伝統文化体験などの行事を行っており、季節に合わせて下記のような行事も行っております。

はる 

入園式
野菜の苗植え
春の遠足
草花摘み



なつ 

虫歯予防デー
七夕のついで
平和学習
プール遊び
泥んこ遊び



あき 

運動会
お芋掘り
遠足
お月見



ふゆ 

発表会
お楽しみ会
節分
ひな祭り会
退所・卒園式



保育所・認定こども園一覧

施設名等		所在地	電話	保育時間 (月～土)	受入 年齢
いお保育所		伊尾1953番地1	0847 24-0777	7時30分 ～ 18時30分	1歳～
にしおおた保育所		賀茂3132番地2	0847 27-0034	7時30分 ～ 18時30分	1歳～
せらにし保育所		小国4495番地1	0847 37-1056	7時30分 ～ 18時30分	1歳～
甲山めぐみ 認定こども園		小世良392番地1	0847 25-5621	7時30分 ～ 19時	3か月 ～
世羅めぐみ 認定こども園		本郷582番地1	0847 25-5215	7時30分 ～ 19時	3か月 ～
認定こども園 世羅幼稚園		本郷626番地1	0847 25-0316	7時30分 ～ 19時	3か月 ～



保育所・認定こども園の入所・入園の手続きについて

町立保育所・認定こども園の利用を希望する場合には、町から「教育・保育の必要性に応じた認定」を受ける必要があります。

保育の利用を希望する場合は、保育を必要とする事由（入所要件）に該当することが必要です。なお、教育（従来の幼稚園等における教育）を希望される場合は、入所要件は必要ありません。

入所（園）の申込みや、町外の幼稚園・保育施設の利用についての詳細は、子育て支援課までお問合せください。

□申込みから支給認定・入所（園）が決まるまで

□町立保育所・各認定こども園の5月以降の入所（園）の手続きについて

- ◆ **申込期限** 入所（園）希望月の**前月の10日**（閉庁日の場合は翌開庁日）まで
- ◆ **受付期間** 入所（園）希望月の**2か月前**から随時受け付けます。
- ◆ **受付場所**

町立保育所・・・	世羅町子育て支援課	☎0847-25-0295
認定こども園・・・	甲山めぐみ認定こども園	☎0847-25-5621
	世羅めぐみ認定こども園	☎0847-25-5215
	認定こども園世羅幼稚園	☎0847-25-0316

町立保育所を希望する場合

①町に認定申請・入所の申込みをします

②審査後、保育施設利用決定通知書
・支給認定証を保護者へ送付します

③保育所入所



認定こども園を希望する場合

①町に認定申請の申込みをします

②町が認定申請を審査し、支給認定証を保護者へ送付します

③支給認定証を持って園へ入園の申込みをします

④園が入園申込みの審査を行い、入園決定通知書を保護者へ送付します

⑤認定こども園入園

ただし、認定こども園の利用を希望される場合は、希望する園で事前に空き状況を確認したのち、子育て支援課で支給認定証の発行を受けてください。

地域子ども・子育て支援事業

保育所・認定こども園では多様化する保育ニーズに対応するため、通常保育のほかに次のような保育サービスを行っています。

	保育内容	実施施設
延長保育	保護者の就労などにより、必要な場合に通常の保育時間を超えて保育します。 (18時30分～19時まで)	甲山めぐみ認定こども園 世羅めぐみ認定こども園 認定こども園世羅幼稚園
乳児保育	3か月(産休・育休明け)から乳児をお預かりします。	甲山めぐみ認定こども園 世羅めぐみ認定こども園 認定こども園世羅幼稚園
*病児保育 (体調不良児対応型)	(体調不良児対応型) 在園児が保育中に、体調不良となった場合に看護師が一時的に専用スペースで保育します。	認定こども園世羅幼稚園
*病児保育 (病児・病後児対応型) (体調不良児対応型)	(病児・病後児対応型) 生後3か月～小学校6年生までの児童が病気や体調不良になった場合に、看護師・保育士が一時的に専用スペースで保育します。	公立世羅中央病院
一時預かり	家庭で保育している保護者が病気の時や急用ができた時、リフレッシュしたい時などに、保育所・認定こども園で一時的にお子さんをお預かりします。 詳しくは22ページをご覧ください。	町内の保育所 認定こども園

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、国の制度により、保育所・認定こども園・幼稚園の3歳児クラス(満3歳児クラスを含む)から5歳児クラスの子どもについて、保育料を無償としています。ただし、副食費(おかず代)はお支払いいただきます。

また、令和6年4月からは町独自の子育て支援事業として、3歳未満児の保育料(副食費を含む)も無償としています。

お問合せ先

子育て支援課 ☎0847-25-0295



放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、放課後や学校休業日などに、保護者が就労などにより家庭にいない児童（小学校1～6年生）を対象に、遊びや生活を通して子どもの健全育成指導を行う児童福祉施設です。

◆ **入会申込** 子育て支援課に直接お問合せください。

◆ **開所日時**

毎週月曜日～土曜日〔日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く〕
 （平日）下校時間～18時30分〔学校が休みの時は8時～18時30分〕

◆ **利用料（児童1人当たり）**

通年利用者（平日の放課後と長期休業中の利用者）

※利用がない月も利用料が必要です。
 （8月を除く。）

5月・6月・9月・10月・11月・2月	月額3,000円
4月・7月・12月・1月・3月	月額4,000円
※長期休業中は利用しない場合	月額3,000円
8月	月額5,000円
※利用しない場合（8月のみ）	0円

長期休業中のみの利用者（春休み・夏休み・冬休みのみの利用者）

※利用がない月の利用料は必要ありません。

4月・7月・12月・1月・3月	月額1,500円
8月	月額5,000円

※上記の利用料とは別途、毎月おやつ代の徴収があります。

◆ **利用対象児童**

小学校1～6年生



◆ **町内の放課後児童クラブ一覧**

小学校区	クラブ名	場 所	電 話
世羅小学校区	元気っ子クラブ （1年生～6年生）	世羅町児童ふれあいセンター （本郷889番地3）	0847 22-2630
甲山小学校区	甲山のびっ子会 （1年生～6年生）	甲山小学校屋内運動場2階 （小世良67番地2）	0847 22-3793
せらひがし 小学校区	せらひがし放課後 児童クラブ （1年生～6年生）	世羅町中央自治センター （東上原388番地1）	0847 22-1500
せらにし 小学校区	あゆみ放課後児童クラブ （1年生～6年生）	くるみデイサービスセンター 敷地内（小国4495番地2）	0847 37-2178

お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295

4 急用ができた時・リフレッシュしたい時

園庭開放

保育所・認定こども園では日時を決めて園庭や施設を開放し、家庭で子育て中の保護者や子ども達に遊び場を提供していますので、気軽に遊びにきてください。開放日は施設により異なりますので、保育所・認定こども園にお問合せの上、お越しください。

保育所・認定こども園の電話番号は18ページに記載してあります。

一時預かり

保育所等を利用していない児童の保護者が病気の時や急用ができた時、リフレッシュしたい時などに、保育所・認定こども園で一時的にお子さんをお預かりします。

◆**利用方法**：預けたい保育所・認定こども園に直接ご連絡ください。（事前に申込みが必要）

◆**利用対象児童**：小学校就学前の未入所児童

（原則、保育所等に入っていないお子さんが対象です）

◆料金

	1日利用料 (4時間を超えて8時間まで)		半日利用料 (4時間まで)	
	町内居住	町外居住	町内居住	町外居住
3歳未満児	2,600円	5,200円	1,400円	2,800円
3歳以上児	1,000円	2,000円	600円	1,200円
生活保護法による被保護世帯	0円	-	0円	-
7時30分～8時30分までと 16時30分以降の1時間あたりの延長料金			450円	900円

お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295

ファミリー・サポート・センター

保護者が乳幼児・児童の保育ができないとき（仕事・保護者の病気・リフレッシュ・学校休業時等）に、一時的にお預かりします。また保育所、小学校と自宅間の送迎をします。

◆**受付時間**：平日8時30分～17時30分

◆**利用方法**：直接、社会福祉協議会に連絡し事前に相談、会員登録をしてください。

◆**対象児童**：0歳（生後6か月）～小学6年生まで

◆**利用料金**

曜日	利用時間	依頼会員の利用料 (1時間当たり)	提供会員への活動費 (1時間当たり)
月曜日～金曜日	7時30分～20時	300円	1,000円
土・日曜日・祝日	7時30分～20時	350円	1,100円

※原則として1回の利用は、4時間以内です。特別な事情の場合は、ご相談ください。

※年末年始は利用できません。

※内容によりお受けできない場合があります。

申込み・お問合せ先

世羅町社会福祉協議会 世羅町大字西上原426番地3
☎0847 - 22 - 3162

子育て短期支援事業

子育て家庭が、安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するために、保護者の疾病やその他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合に児童福祉施設で一定期間預かる事業で、次の二種類があります。

●短期入所生活援助事業（ショートステイ）

保護者が、疾病、疲労その他の身体・精神上的の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、一定期間（原則7日以内）児童を預かる事業です。

●夜間養護事業（トワイライトステイ）

保護者が、仕事等で平日の夜間に不在となり、児童の養育が困難な場合、その他緊急の場合に、施設等で生活指導や食事の提供等を行う事業です。

お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295

5 何でも相談してください



心配な時は一人で悩まず相談してみましょう。話を聞いてもらうと気持ちが楽になり、解決につながる手がかりが見つかるかもしれません。前もって、相談したいことをメモしておくことで悩んでいることが整理できます。また、お子さんに関する今までの育ちの情報を持って行くと、相談時に役立ちます。

こどもの個別心理相談・5歳児相談

幼児健診等で発達面や行動面で支援の必要な子どもやご家庭で子どもの成長発達にご心配の方を対象に臨床心理士による発達相談を行います。
※相談は約1時間で予約が必要です。



母子保健推進員

母子保健推進員は、子育てカレンダーの配布をする等、地域の子育てに関する身近な相談役として子育てを応援しています。



お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295

民生委員・児童委員

町内に69人の民生委員・児童委員がおります。
その中の、3人の主任児童委員が、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、町との連絡や学校等との連携、地域の組織との連携を図っています。
民生委員・児童委員には守秘義務があり、秘密は守られますので、担当する地区の委員に気軽にご相談ください。

お問合せ先

福祉課 ☎0847 - 25 - 0072

不妊に関する相談窓口

広島県不妊専門相談センター（☎082-870-5445）
専門の相談員（助産師）による電話・メール・FAX・
対面・オンラインでの相談機関です。
治療の内容や経済的な支援のこと、不妊を心配されて
いる方など、どなたでも相談ができます。また、セミナー
や交流会も開催されています。



広島県の
相談機関と
病院の紹介
QRコード



広島県
不妊専門
相談センター
QRコード



特定不妊治療費助成事業

不妊治療を受けられている夫婦（事実婚を含む）に対して、体外受精又は顕微授精に併せて行われる先進医療などの治療費を一部負担します。

◆対象者（以下の要件をすべて満たす方）

- 世羅町に住所のある方
- 広島県の特定不妊治療支援事業の承認決定をされた方
- 町税等の滞納をしていない方

広島県
特定不妊治療
支援事業
QRコード



◆助成の内容

特定不妊治療及び男性不妊治療の自己負担額の合計から、広島県特定不妊治療支援事業助成金を控除した金額（上限50,000円まで）

◆助成回数

- 妻の年齢が40歳未満（初めて助成を受けた際の治療期間の初日の年齢）の時は通算6回まで
- ※40歳以上の場合は通算3回まで

不妊検査費等助成事業

不妊を心配する夫婦（事実婚を含む）が共に不妊検査・一般不妊治療を受けた場合に、その治療の一部を助成します。

◆対象者（以下の要件を全て満たす方）

- 世羅町に住所のある方
- 夫婦ともに検査を実施された方
- 広島県の不妊検査費等助成事業において、不妊検査費等助成の承認決定をされた方
- 検査・治療開始時の妻の年齢が35歳未満
- 町税等の滞納をしていない方

広島県
不妊検査費等
助成事業
QRコード



◆助成の内容

夫婦がともに受けた不妊検査・一般不妊治療にかかる自己負担額の2分の1（1,000円未満切り捨て、上限50,000円）を助成します。

◆助成回数：一組の夫婦につき、1回

お問合せ先

子育て支援課 ☎0847-25-0295

世羅町生殖補助医療等助成事業

体外受精、顕微授精、男性不妊の手術（以下「生殖補助医療等」という。）を受けた夫婦に対して、治療に要した費用の一部を助成します。

◆ 対象者（以下の要件を全て満たす方）

- 世羅町に住所のある方
- 法律上の婚姻をしている方（事実婚でも対象になります。）
- 治療が医療保険の適用にならず、全額自己負担になった方
- 広島県特定不妊治療支援事業に該当しなかった方
- 町税等を滞納していない方
- 治療開始時の妻の年齢が43歳未満であった方

◆ 助成の内容

- 生殖補助医療等の保険診療を行う保険医療機関において、令和4年4月1日以降に開始した特定不妊治療等のうち保険適用にならず、全額自費診療となった治療
- 基本的な治療も含めて全額自費診療になった治療に要した費用の7割から算定
 - 特定不妊治療 … 1回当たり上限30万円（ステージC・Fの治療は10万円）
 - 男性不妊治療 … 1回当たり上限30万円

◆ 助成回数

- 1子ごとに2回まで
- 申請の期間は、おおむね治療が終了した日から2か月です。

お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295

発達に関する相談窓口

子どもの育ちに不安を感じたり、育児がうまくいかない、不安が解消されないと感じた時は、以下の相談機関に相談してみましょう。

相談内容に合うものを選んで、直接電話してください。



機 関	相 談 内 容	電 話
子育て支援課 子育て世代包括支援センター だっこ <small>（※年度中に「こども家庭センターだっこ」に名称が変わります。）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産、育児についての心配ごと ・ 子育てが息詰まってつい手が出てしまいそうになる ・ 子育ての相談をしたい ・ 町内の子育て情報を知りたい等 	0847 25-0295
世羅町教育委員会 学校教育課	就学に関する相談 （学校での集団生活が心配など）	0847 22-0548
福祉課	障害児（者）に関する相談 （障害福祉サービスや手当など）	0847 25-0072

親子教室（赤ちゃん教室）（※要申込み）

対象年齢：おおむね1歳6か月まで

音楽に合わせて親子でのふれあい遊びやリズム遊びをとおして、人に触れられる気持ちよさから愛着関係や親子のつながりを作り、ゆったりとのびのび成長していけるように支援する教室です。抱っここの仕方や赤ちゃんとの遊び方等も学ぶことができます。

- ◆時間：毎月1回 10時～11時（受付9時30分～）
- ◆場所：世羅保健福祉センター（世羅町大字本郷947番地）

※溢乳等の防止のため、教室開始の30分前までに授乳、食事は済ませてください。



親子教室（ゆったり会）（※要申込み）

対象年齢：おおむね1歳6か月～就学前児童

コミュニケーションがとりにくい、集団生活になじみにくい、体の使い方がぎこちないと感じるお子さんなどが、親子で「楽しい」と感じられる遊びをとおして、お子さんの心と体がのびのびと育つように応援していく場です。子どもの力を信じて「見守りながら寄り添う」等子育てのポイントに気づき、お子さんのありのままを受容していく教室です。また、子育てで困っていること等相談もできます。

- ◆時間：毎月1回 10時～11時（受付9時30分～）
- ◆場所：世羅保健福祉センター（世羅町大字本郷947番地）
せら夢公園、陽だまり公園など



申込み・お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295





サポートファイル

保護者が子どもの特徴やこれまで受けてきた支援の内容を1冊のファイルに書きつづり、関係機関に提示することで、成長過程の理解をすすめ、一貫した支援を受けられるようにするものです。

児童発達支援・放課後等デイサービス

発達に心配のある子どもや、障害のある子どもを対象に療育を行う事業所です。保護者の方と一緒に子どもの将来を考え、発達段階に合った関わりや必要な支援を行い、自主的な行動の芽生えを促します。



特別児童扶養手当

◆対象者

20歳未満で、身体・知的又は精神に重度又は中度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方

◆支給額・支給月

1級（重度障害児） 児童一人当たり月額 58,450円 （令和8年4月現在）

2級（中度障害児） 児童一人当たり月額 38,930円 （令和8年4月現在）

<支給月>

4月、8月、11月に、それぞれの前月分（11月は8月～11月分）までが支給されます。

※所得制限があります。

◆手続きに必要なもの

該当事由や受給要件の違いによって提出書類が異なりますので、事前に福祉課までお問合せ、又はお越しください。

障害児福祉手当

◆対象者

在宅で、精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳未満の方に支給されます。

◆手当額

月額16,560円（令和8年4月現在）

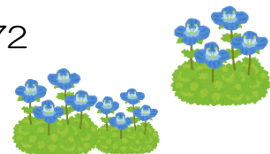
※所得制限があります。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

身体・知的・精神障害者を対象とした手帳です。
各種の援助支援制度があります。

お問合せ先

福祉課 ☎0847 - 25 - 0072



就学に関する相談

小学校就学が近づき、お子さんの教育の場に不安がある等悩まれている場合、できるだけ早く、通所（園）されている保育所・認定こども園等（未通所（園）のお子さんについては、子育て支援課）、教育委員会（学校教育課）又は、就学予定の小学校へ連絡をとり相談しましょう。

専門家や学校の意見を聴き、お子さんの適切な就学に取り組んでいきましょう。

◆教育相談を、月4回実施しています。予約制です。
詳細については、教育委員会（学校教育課）へご連絡ください。

◆手続きの流れ

※手続きの時期は、必ずしも下の表に限るものではありません。

主な手続きの流れ	具体的な動き
【5月～7月頃】 ◆就学に関して不安がある場合、在籍している保育所・認定こども園に相談しましょう。	学校を見学したり、学校に相談ができます。
【7月下旬～11月上旬】 ◆特別支援学級への入級や特別支援学校への就学を希望される場合、在籍している保育所・認定こども園等に相談しましょう。 ◆お子さんが保育所・認定こども園等へ通所（園）されていない場合は、子育て支援課又は教育委員会（学校教育課）等へご相談ください。	「教育相談資料」を提出していただき、お子さんが適切に学べる場について世羅町特別支援教育指導委員会で審議を行います。 ※「教育相談資料」の様式は、町内の保育所・認定こども園等又は教育委員会（学校教育課）にあります。 ※就学予定校と連携を図ります。
【10月～11月】 ◆就学時健康診断の受診 教育委員会（学校教育課）から、案内が届きます。	内科・歯科・視力聴力の検査を行います。
【1月】 ◆教育委員会（学校教育課）から就学時健康診断の結果を通知します。又、就学先決定通知を送付します。	お子さんの健康状態を把握していただき、入学後スムーズに学習ができるように助言します。

お問合せ先

教育委員会（学校教育課） ☎0847 - 22 - 0548



児童虐待についての相談

子どもをしかる行為が自分でも歯止めがきかなくなる前に専門機関に相談しましょう。
相談機関を上手に使う、心にゆとりを取り戻しましょう。



相談できる人がいない。
分かってしまうのがこわくて相談
できない。
そんな時は、
ここに電話してください。

「体罰」は国の法律で禁止されています。
「言うことをきかないから」「悪いことをしたから」
「しつけのため」など、どんな理由があっても子どもに
「体罰」を与えてはいけません。
「体罰」などを受けつづけていると・・・
身体と心の成長や発達に悪い影響が出てしまうことが
科学的にわかっています。

児童相談所虐待対応ダイヤル

いち はや く
189
お金は
かかりません
1日中いつでもつながります

ダイヤル 1 8 9 を押してから 通話ボタンを押すだけ

※一部の携帯電話からはつながりません

子育てに関する相談窓口

子育てについての悩みを聞き、答えてくれる電話相談です。
※専門分野別に次のような機関があり、それぞれの専門家が応じてくれます。

機 関	電 話	内 容	受付時間
子育て支援課	0847-25-0295	子育て全般に関する相談 (児童福祉・母子福祉・保育)	月～金曜日8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)
教育委員会 学校教育課	090-3743-4673	教育相談所「高野塾」	火・金曜日9時30分～12時30分 (祝日・学校一斉閉庁時・年末年始を除く)
	0847-22-0548	心のふれあい相談	月～金曜日8時30分～17時15分 (祝日・学校一斉閉庁時・年末年始を除く)
		臨床心理士による教育相談	月4回程度
福祉課	0847-25-0072	障害福祉サービス・特別児童扶養手 当・生活保護・DV等に関する相談	月～金曜日8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)
世羅警察署	0847-22-0110	こどもへの虐待・DV等相談	24時間
広島県東部こども 家庭センター 三原支所	0848-36-6711	子どもへの虐待に関する相談	月～金曜日9時～17時 (祝日・年末年始を除く) ※令和7年4月1日開設
児童家庭支援 センターまごころ	0848-24-0556	子育てについての相談・子どもの悩 みについての相談等	月～土曜日9時～17時30分 (祝日・年末年始を除く)
児童家庭支援 センターこぶし	084-999-9065	子育てについての相談・子どもの悩 みについての相談等	月～土曜日9時～18時 (日曜・祝日 電話相談可)
いじめ110番	082-242-2110	いじめの問題についての相談	24時間
広島中毒119番	0120-279-119	医薬品、農薬、タバコ等の誤飲・誤 食時の応急処置についての相談	月～金曜日9時～17時 (祝日・盆休み・年末年始除く)
小児救急医療 電話相談	#8000又は 082-555-8870	小児科医師や看護師による子ども の急病などの救急医療相談	平日19時～翌朝8時 (土日祝・年末年始は17時～)

6 ひとり親になったら



ひとり親家庭等医療費支給制度

ひとり親家庭の父又は母及び児童の健康の向上と生活の安定を図るため、医療費の一部を支給します。

◆ 受給資格者

- 世羅町に住所を有し、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を扶養しているひとり親の方、養育者、及びその児童
- 所得税非課税世帯であること（同一敷地内の世帯を含みます。）

◆ 一部負担金

（入院外の場合）

- 医療機関等ごとに1日500円
（医療機関等ごとに月4回を限度とし、5回目からは負担なし）
※同一の医療機関で歯科診療と歯科診療以外の診療が行われた場合は、それぞれ別の医療機関での診療とみなします。
※保険薬局（院外処方）で薬剤の支給を受ける場合、及び補装具代については、一部負担金はありませぬ。（ただし、補装具代については手続きが必要です。）

（入院の場合）

- 医療機関ごとに1日500円
（医療機関ごとに月14日を限度とし、15日目からは負担なし）
※同一の医療機関で歯科の入院と歯科以外の入院が行われた場合は、それぞれ別の医療機関での入院とみなします。

◆ 申請に必要なものと受付窓口

＜ひとり親になった日、転入した日から**14日以内**に手続きを＞

必要な物	受付窓口
<ul style="list-style-type: none">• 受給資格申請書• 対象児及び保護者（養育者）の健康保険の資格情報が確認できるもの（マイナ保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ）• 申請者の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの	世羅保健福祉センター （健康保険課）

※保護者（養育者）の住民票が世羅町にない場合等、所得が確認できない時は、「住民税課税台帳記載事項証明書」が必要な場合があります。

※転居や転出、加入保険を変更された場合も届出をお願いします。

※せらにし支所では手続きができませんのでご注意ください。

お問合せ先

健康保険課 ☎0847 - 25 - 0134



児童扶養手当

児童扶養手当とは、離別、死別などにより父親、母親がいない、又は父親、母親が一定の障害の状態にある家庭の児童の母親等に手当を支給することにより、母子（父子）家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

1. 支給対象者

町内に居住し、次の条件に当てはまる児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で一定の障害にある者）を養育している父母、又は父母に代わって児童を養育している方。いずれの場合も町内に居住していれば国籍は問いません。

- ・父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ・父又は母の生死が1年以上明らかでない児童
- ・父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

2. 手当額（令和8年4月分から）

区 分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	月額46,690円	所得に応じて、月額46,680円～11,010円
児童2人以上のとき	手当月額に 11,030円加算	所得に応じて手当月額に 11,020円～5,520円を加算

◇支払い時期 年6回 ※所得制限があります。

3. 手続きの方法

該当事由や受給要件の違いによって提出書類が異なりますので、事前に子育て支援課（☎0847-25-0295）までお問合せ、又はお越しください。

※せらにし支所では手続きできませんのでご注意ください。

4. 児童扶養手当一部支給停止措置について

受給資格者が、手当を受けてから5年以上経過するなどし、障害や疾患等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就労意欲が見られない人は、手当の2分の1が減額されます。



お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を身につけるための教育訓練を受講・修了した場合に、その費用の一部を助成します。（過去に教育訓練給付金を受けていないこと）

◆対象講座

- ・雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- ・就労に結びつく可能性の高い講座として厚生労働省が定める講座
（例）介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）

◆支給額

対象講座の入学料及び受講料の6割で、20万円が限度です。
※支給を受けるには受講の前に事前相談が必要です。



母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

母子家庭・父子家庭及び寡婦の生活の安定と、その児童（子）の福祉を図るために、各種資金を無利子又は低利で貸付を行っています。

◆対象者

- ・母子家庭の母
- ・父子家庭の父
- ・寡婦
- ・父母のいない児童

◆貸付金の種類

- ・就職支度資金
- ・技能習得資金
- ・就学資金
- ・就学支度資金
- ・結婚資金
- ・住宅資金
- ・事業継続資金
- ・医療介護資金
- ・生活資金
- ・事業開始資金
- ・転宅資金

高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が専門的な資格を取得するために必要な1年以上のカリキュラムを受講する場合、高等職業訓練促進給付金を支給し、生活費の負担を軽減します。
（過去に高等技能訓練促進費を受けていないこと）

◆対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、デジタル分野の民間資格

◆支給額及び対象期間

月額70,500円（市町村民税非課税世帯は月100,000円）
受講期間の全期間が支給対象になります。（最長4年）
就学期間の最後の12月は、金額が増額されます。

※支給を受けるには、受講の前に事前相談が必要です。

お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及びその子どもが高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む。）を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給します。

◆対象講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信講座を含む。）
※高校卒業者など大学入学資格を取得している場合は対象外

◆支給額

- ・受講修了時給付金：受講費用の5割（上限100,000円）
- ・合格時給付金：受講費用の2割（上限50,000円）

※支給を受けるには、受講の前に事前相談が必要です。



お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295

7 町内小学校・中学校について



世羅町進学祝金支給事業

次代を担う児童の健全な育成と子育てを行う保護者を支援するため、中学校へ進学を控えた保護者に対して進学祝金を支給します。

- ◆対象者：中学校へ進学する児童を扶養している父又は母
その他要件がございますので、詳しくは子育て支援課でご確認ください。

- ◆支給額：児童1人につき1回限り、30,000円

お問合せ先

子育て支援課 ☎0847 - 25 - 0295



就学援助費

経済的理由により、就学困難な児童及び生徒の保護者に対して学校での経費を援助する制度です。

◆援助を受けられる方：次のいずれかに該当される方

区分	申請理由
1	生活保護を受けている方
2	生活保護が停止又は廃止になった方
3	町民税が非課税の方
	町民税が減免された方
	固定資産税が減免された方（家屋新築による減額とは異なります。）
4	国民年金保険料が免除された方
5	国民年金保険料が減免又は徴収猶予された方
6	児童扶養手当を受けている方
7	経済的に困っている方（前年の世帯総所得額が町の基準を下回る世帯）

◆申請方法

援助を希望される方は、各学校に申請書がありますので、ご記入いただき、必要書類を添えて学校へ提出してください。申請は、年度ごとです。

◆決定について

申請内容や所得要件等を教育委員会（学校教育課）で審査して決定します。保護者への通知は、学校長を通じて行います。

◆受けられる援助

学用品費等・新入学用品費・学校給食費・修学旅行費・校外活動費
医療費（条件あり）



就学奨励費

特別支援学級に就学する児童及び生徒の保護者に対して、学校での経費を援助する制度です。

◆援助を受けられる方

生活保護法による世帯1か月の収入合計額を需要合計額で割った値が2.5未満の家庭で、特別支援学級に在籍する児童・生徒を養育する保護者

◆申込み方法

援助を希望される方は、各学校に申請書がありますので、ご記入いただき学校へ提出してください。申請は、年度ごとです。

◆決定について

申請内容や所得要件を教育委員会（学校教育課）で審査して決定します。
保護者への通知は、学校長を通じて行います。

◆受けられる援助

学用品費等・新入学用品費・学校給食費・修学旅行費・校外活動費

お問合せ先

教育委員会（学校教育課）
又は、町内各学校

☎0847 - 22 - 0548

町内小学校一覧

学校名		所在地	電話	FAX
甲山小学校		小世良 69番地1	0847 22-0058	0847 22-2997
せらひがし小学校		川尻 1987番地2	0847 22-1367	0847 22-3076
世羅小学校		本郷 891番地1	0847 22-0012	0847 22-1103
せらにし小学校		小国 4682番地	0847 37-1019	0847 37-7118

町内中学校一覧

学校名		所在地	電話	FAX
甲山中学校		西上原 1469番地1	0847 22-0037	0847 22-2049
世羅中学校		寺町 961番地2	0847 22-2323	0847 22-2324
世羅西中学校		黒川 10144番地4	0847 37-1122	0847 37-1029



図書館

(<https://lib.town.sera.hiroshima.jp>)



世羅図書館



- ◆所在地 〒722-1111 世羅町大字寺町1158番地3
(せら文化センター内)
☎0847-22-1022 FAX0847-22-2766
- ◆開館時間 10時～18時
- ◆休館日 毎週木曜日、年末年始(12/29～1/3)



甲山図書館



- ◆所在地 〒722-1121 世羅町大字西上原123番地3
☎0847-22-4515 FAX0847-22-4515
- ◆開館時間 10時～18時
- ◆休館日 毎週水曜日、年末年始(12/29～1/3)



世羅町せらにし図書館



- ◆所在地 〒722-1701 世羅町大字小国3381番地
☎0847-37-2511 FAX0847-37-7200
- ◆開館時間 10時～18時
- ◆休館日 毎週火曜日、年末年始(12/29～1/3)



ブックスタート事業

赤ちゃんと保護者が絵本を読みながら、心触れ合うひとときを持つきっかけづくりとして、絵本をプレゼントしています。

図書館司書が乳児健診(10か月)時に絵本をお持ちし、その場で選んでいただいた1冊をお渡しします。

セカンドブック事業

継続的に本にふれる、親しんでもらうことを目的として、町内の小学1年生に絵本をプレゼントしています。

学校を通じて案内を行い、選書リストの中から希望する絵本を選んでいただき、後日学校で直接児童にお渡しします。



お問合せ先

教育委員会 (社会教育課) ☎0847-22-4411

スポーツ・教室

世羅町スポーツ少年団



世羅町スポーツ少年団では、以下の競技団体が活動しています。

種 目	団 名		入 団 対 象
軟 式 野 球	世羅西ウィングス		小学生
	世羅エンゼルス		小学生
バ レ ー	世羅V.C		小学生
剣 道	世羅郡若竹会	世羅西若竹会	小学生・中学生
		甲山若竹会	
		中央若竹会	
サ ッ カ ー	世羅サッカークラブ	大田JSC	小学生
		世羅東サッカークラブ	小学生
		甲山JFC	小学生
		せらにしバルセラナ	小学生
空 手 道	世羅空手道		小学生・中学生
バ ス ケ ッ ト	世羅ミニバスケットボールクラブ		小学生

お問合せ先

教育委員会（社会教育課） 世羅町スポーツ少年団本部事務局 ☎0847 - 22 - 4411

せらスポーツクラブ

せらスポーツクラブでは、子どもたちを対象に以下の競技種目を行っています。

種 目	対 象
サ ッ カ ー	小学生・中学生
陸 上	小学生・中学生



この他にも、大人と一緒に活動できる

・バドミントン ・卓球（ラージ球） ・ビーチボールバレー

といった種目もあります。興味のある方は事務局までお問合せください。

お問合せ先

せらにしタウンセンター内 せらスポーツクラブ事務局 ☎0847 - 37 - 2115

放課後子供教室

地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図る観点から、学校・家庭・地域の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民の参画や地域の特色を生かした事業展開を推進します。

お問合せ先

教育委員会（社会教育課） ☎0847 - 22 - 4411

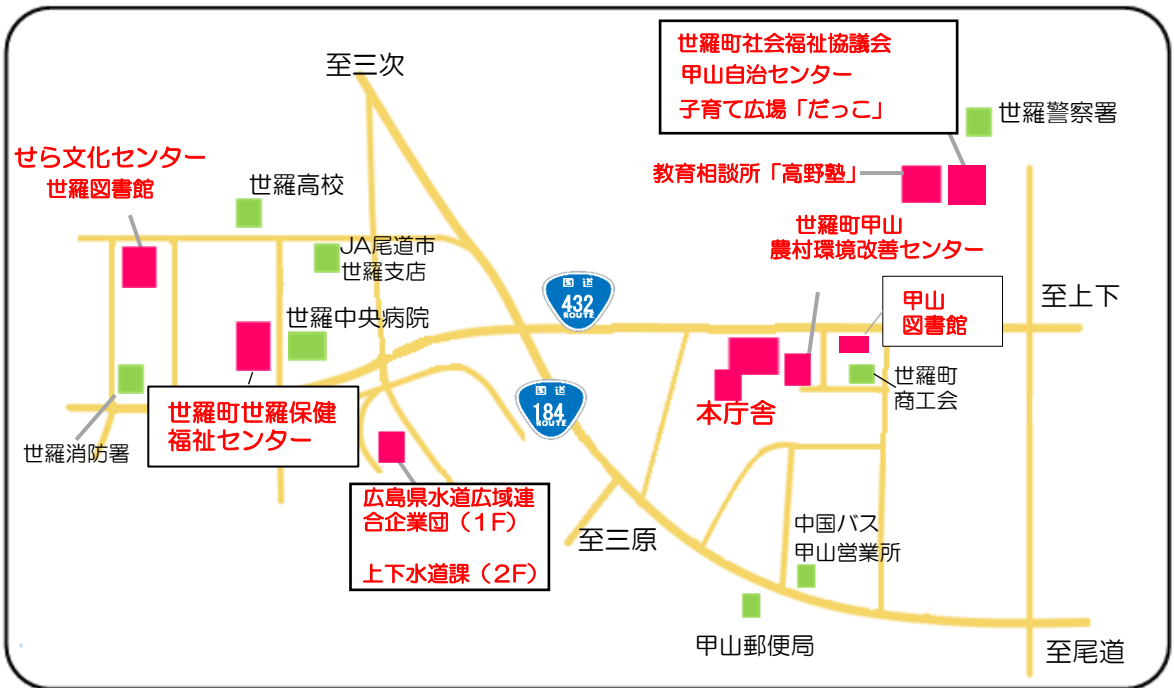
資料編



各申請手続き一覧

申請内容	申請・届出先	場所
妊娠届・母子健康手帳交付	子育て支援課	世羅保健福祉センター
妊婦のための支援給付金	子育て支援課	世羅保健福祉センター
思いやり駐車場利用証交付	福祉課・子育て支援課	世羅保健福祉センター
	生活課	せらにし支所
出生届	町民課	本庁
	生活課	せらにし支所
乳幼児医療費支給制度 こども医療費支給制度	健康保険課	世羅保健福祉センター
	生活課（受付のみ）	せらにし支所
児童手当	子育て支援課	世羅保健福祉センター
	生活課（受付のみ）	せらにし支所
予防接種（こども）	子育て支援課	世羅保健福祉センター
未熟児養育医療制度・ 自立支援医療（育成）制度	子育て支援課	世羅保健福祉センター
保育所・認定こども園の利用	子育て支援課	世羅保健福祉センター
一時預かり	子育て支援課	世羅保健福祉センター
	各保育所・認定こども園	各保育所・認定こども園
こども誰でも通園制度	子育て支援課	世羅保健福祉センター
在宅子育てサポート事業	子育て支援課	世羅保健福祉センター
病児保育（病児・病後児対応型）	子育て支援課	世羅保健福祉センター
放課後児童クラブ	子育て支援課	世羅保健福祉センター
子育て家庭家賃補助金	子育て支援課	世羅保健福祉センター
不妊治療助成事業	子育て支援課	世羅保健福祉センター
子育て世帯ヘルパー等訪問支援事業	子育て支援課	世羅保健福祉センター
子育て短期支援事業	子育て支援課	世羅保健福祉センター
ひとり親家庭等医療費支給制度	健康保険課	世羅保健福祉センター
児童扶養手当	子育て支援課	世羅保健福祉センター
特別児童扶養手当	福祉課	世羅保健福祉センター
身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	福祉課	世羅保健福祉センター
	生活課	せらにし支所
ファミリー・サポート・センター	社会福祉協議会（本所）	甲山自治センター
チャイルドシート貸出事業	社会福祉協議会（本所）	甲山自治センター
	社会福祉協議会（世羅西支所）	せらにし支所
就学援助費 就学奨励費	各小・中学校	各小・中学校
	学校教育課	せら文化センター

申請場所位置図【所在地】



役場各課一覧

課名	電話	FAX	Eメール
総務課	0847-22-1111	0847-22-2768	soumu@town.sera.hiroshima.jp
財政課	0847-22-1115		zaisei@town.sera.hiroshima.jp
企画課	0847-22-3206		kikaku@town.sera.hiroshima.jp
税務課	0847-22-5300		zeimu@town.sera.hiroshima.jp
町民課	0847-22-5302		choumin@town.sera.hiroshima.jp
子育て支援課	0847-25-0295	0847-25-0070	kosodate@town.sera.hiroshima.jp
健康保険課	0847-25-0134		kenkohoken@town.sera.hiroshima.jp
福祉課	0847-25-0072		fukushi@town.sera.hiroshima.jp
産業振興課	0847-22-5304	0847-22-4566	sangyoushinkou@town.sera.hiroshima.jp
商工観光課	0847-22-3216	0847-22-2768	shoukoukankou@town.sera.hiroshima.jp
建設課	0847-22-5309	0847-22-5921	kensetsu@town.sera.hiroshima.jp
上下水道課	0847-22-1189	0847-22-0653	suidou@town.sera.hiroshima.jp
広島県水道広域連合 企業団 世羅事務所	0847-22-0533	0847-22-0653	sera@union.hiroshima-water.lg.jp
会計課	0847-22-1116	0847-22-2768	kaikei@town.sera.hiroshima.jp
せらにし支所 生活課	0847-37-2111	0847-37-2368	shisyo@town.sera.hiroshima.jp
教育委員会 学校教育課	0847-22-0548	0847-22-2766	gakkou@town.sera.hiroshima.jp
教育委員会 社会教育課	0847-22-4411		syakaikyoiku@town.sera.hiroshima.jp
せらにしタウン センター	0847-37-2115	0847-37-7200	towncenter@town.sera.hirosima.jp

町内小学校・中学校一覧

学校名	電話	FAX	Eメール
甲山小学校	0847-22-0058	0847-22-2997	kouzan-es@edu.town.sera.hiroshima.jp
せらひがし小学校	0847-22-1367	0847-22-3076	serahigashi-es@edu.town.sera.hiroshima.jp
世羅小学校	0847-22-0012	0847-22-1103	sera-es@edu.town.sera.hiroshima.jp
せらにし小学校	0847-37-1019	0847-37-7118	seranishi-es@edu.town.sera.hiroshima.jp
甲山中学校	0847-22-0037	0847-22-2049	kouzan-jhs@edu.town.sera.hiroshima.jp
世羅中学校	0847-22-2323	0847-22-2324	sera-jhs@edu.town.sera.hiroshima.jp
世羅西中学校	0847-37-1122	0847-37-1029	seranishi-jhs@edu.town.sera.hiroshima.jp

町内医療機関一覧

受付時間等変更している場合がありますので、事前に医療機関に確認をしてください。

医療機関名	住所	電話番号	診療科目
公立世羅中央病院	本郷918番地3	0847-22-1127	内科・脳神経内科・血液内科・健康生活サポート外来・小児科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・歯科・矯正歯科
	受付時間 8:30～11:30※診療科によって曜日、時間が異なりますので、事前にご確認ください。		
うらべ医院	本郷614番地1	0847-25-0116	内科・消化器内科・循環器内科・人工透析内科
	受付時間 8:30～12:00 / 17:00～18:30 (月～金) 8:30～12:00 (土)		
瀬尾医院	本郷825番地1	0847-22-1148	内科・小児科(要相談)・外科
	受付時間 8:00～12:00 / 14:00～17:00 (月・火・水・金・土) 8:00～12:00 (木) 8:00～12:00 (第1土)		
森岡医院	西上原482番地13	0847-22-3110	内科・外科・胃腸科・肛門科
	受付時間 9:00～11:30 (月・火・水・金・土) / 15:00～17:30 (月・火・水・金)		
正覚クリニック	安田6番地2	0847-25-2251	内科・外科
	受付時間 8:30～12:00 (木・土) 8:30～12:00 / 15:00～18:00 (月・火・水・金)		
さともとクリニック	寺町1557番地2	0847-22-0222	内科・消化器内科・肛門外科
	受付時間 9:00～12:15 / 15:00～17:45 (月・火・木・金) 9:00～12:15 (土)		
谷川歯科医院	本郷30番地7	0847-22-5222	歯科
	診療時間 9:00～12:30 / 14:30～18:30 (月・火・水・金) 9:00～12:30 (月・木)		
正田歯科医院	西上原90番地2	0847-22-3530	歯科
	診療時間 9:00～11:30 (月・木・土) 9:00～11:30 / 15:00～17:30 (火・水・金)		
みやもと歯科医院	小国3319番地4	0847-37-2218	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
	診療時間 9:00～12:00 / 14:00～17:30 (月・火・水・金) 9:00～12:00 (木・土)		
平岡歯科医院	寺町1221番地1	0847-25-0418	歯科
	診療時間 8:00～12:00 / 13:00～17:15 (月～金) ※予約制		
藤原眼科	本郷1028番地	0847-22-0077	眼科
	受付時間 8:30～11:30 (月～土) 16:00～17:00 (月～水) 14:30～17:00 (木・金) ※不定期で変更有、要確認。		

項目索引

※お問合せは各ページに記載してある電話番号をお願いします。

項目 (50音順)		ページ	項目 (50音順)		ページ	
い	移住者等住宅支援事業	12	じ	児童虐待についての相談	29	
	一時預かり	20 22		児童発達支援事業・放課後デイサービス	27	
え	延長保育	20		児童扶養手当	31	
	園庭開放	22		若年者遠距離通勤助成事業	12	
お	思いやり駐車場利用証交付制度	3		助産師何でも相談	6	
	親子教室 (赤ちゃん教室、ゆったり会)	26		自立支援医療 (育成) 制度	6	
	オンライン相談「いつでもドクター」	9		自立支援教育訓練給付金事業	32	
か	各申請手続き一覧	38		す	スポーツ・教室	37
き	QRコード集	43		せ	セカンドブック事業・ブックスタート事業	36
こ	高等職業訓練促進給付金事業	32			世羅町進学祝金支給事業	33
	子育て家庭転入助成金事業	12	世羅町生殖補助医療等助成事業	25		
	子育て家庭家賃補助金	11	「世羅町で、楽しい子育てを考える会」 実行委員会 ～せらはぐ～	17		
	子育てサークル&子育てカフェ	15				
	子育て支援センター	13	だ	だっこ✳️赤ちゃんカレンダー	表紙裏	
	子育て世帯ヘルパー等訪問支援事業	11	ち	チャイルドシート貸出事業	8	
	こども家庭センター✳️だっこ✳️	1		地域こども・子育て支援事業	20	
	子育て短期支援事業	23		町内医療機関一覧	41	
	子育てに関する相談窓口	29		町内学校一覧	35 40	
	子育て広場	13	と	特定不妊治療費助成事業	24	
こども誰でも通園制度 NEW	14	特別児童扶養手当		27		
こどもの個別心理相談・5歳児相談	23	図書館		36		
こんにちは赤ちゃん訪問事業	6	に		乳児一般健康診査	6	
さ	サポートファイル		27	乳児保育	20	
	産後ケア事業		7	乳幼児健康診査	7	
	産婦健康診査		6	乳幼児・こども医療費支給制度	5	
ざ	在宅子育てサポート事業		15	は	妊娠後期面談	3
し	就労援助費・就学奨励費		34		妊娠届出	2
	就学に関する相談		28		妊娠中の健康診査	2
	障害児福祉手当		27		妊婦健康診査通院支援事業	2
	出産育児一時金		5		妊婦のための支給給付	3
	出産祝金支給事業 (はぴはぴ祝金)		4		は	発達に関する相談窓口
	出生届・児童手当	4	ひ	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		33
	申請場所位置図【所在地】	39		ひとり親家庭等医療費支給制度	30	
	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	27	び	病児保育	20	
じ	児童手当	4	ふ	ファミリー・サポート・センター	22	

項目索引続き

※お問合せは各ページに記載してある電話番号をお願いします。

項目 (50音順)		ページ	項目 (50音順)		ページ
ふ	不妊検査費等助成事業	24	ぼ	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	32
	不妊に関する相談窓口	24	ま	マタニティ教室	3
ほ	保育所・認定こども園一覧(町内)	18	み	未熟児養育医療制度	5
	保育所・認定こども園の入所・入園の手続き	19		民生委員・児童委員	23
	放課後子供教室	37	も	もぐもぐ相談	13
	放課後児童クラブ	21	や	役場各課一覧	40
ぼ	母子健康手帳	2	よ	幼児教育・保育の無償化	20
	母子手帳アプリ「せらっこだっこ」	16		予防接種	9 10
	母子保健推進員	23	り	離乳食教室	8

QRコード集



世羅町ホームページ



せら坊®世羅町



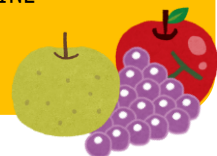
世羅町
イベントカレンダー



母子手帳アプリ
母子モ



世羅町公式LINE



ちょっとしたことでも何か困った事があったら
気軽に「子育て世代包括支援センターだっこ」に
相談してね♪

※令和8年(2026年)度中に「こども家庭センター
だっこ」に名称が変わります。



せらら®世羅町



世羅町 子育て世代包括支援センターだっこ
(子育て支援課)

令和8年(2026年)度中に『こども家庭センターだっこ』
に名称が変わります。

〒722-1192
世羅郡世羅町大字本郷947番地
世羅保健福祉センター内
☎ 0847-25-0295
FAX 0847-25-0070
メール kosodate@town.sera.hiroshima.jp

